議第 1 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則(昭和 30 年4月県教育委員会規則第5号)の一部を 次のように改正する。

第3条第1項の表第1項提出すべき書類の欄中第7項を次のように改める。

7 戸籍抄本

第3条第1項の表第1の2項提出すべき書類の欄中第4項を次のように改める。

4 戸籍抄本

第3条第1項の表第2項提出すべき書類の欄中第5項を次のように改める。

5 戸籍抄本

第3条第1項の表第3項提出すべき書類の欄中第8項を次のように改める。

8 戸籍抄本

第3条第1項の表第4項提出すべき書類の欄中第9項を次のように改める。

9 戸籍抄本

第3条第1項の表第6項提出すべき書類の欄中第5項を次のように改める。

5 戸籍抄本

第3条第1項の表第7項提出すべき書類の欄中第9項を次のように改める。

9 戸籍抄本

第3条第1項の表第10項提出すべき書類の欄中第5項を次のように改める。

5 戸籍抄本

第3条第1項の表第11項提出すべき書類の欄中第8項を次のように改める。

8 戸籍抄本

第3条第2項第2号中「身元証明書」を「戸籍抄本」に改める。

別記様式第1号、第5号、第12号及び第16号中「第7号」を「第6号」に、

- 「(3) 成年被後見人又は被保佐人
 - (4) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (5) 第 10 条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - (6) 第11条第1項から第3号までの規定により免許状取上げの処分を受け、を 当該処分の日から3年を経過しない者
 - (7) 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した 政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこ れに加入した者
- 「(3) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (4) 第 10 条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - (5) 第11条第1項から第3号までの規定により免許状取上げの処分を受け、 当該処分の日から3年を経過しない者
 - (6) 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した 政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこ れに加入した者

改める。

附則

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙について は、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

提案理由

教育職員免許法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

令和元年11月27日提出

山形県教育委員会 教育長 菅 間 裕 晃 に

**
対昭
支
操
\equiv
る規則
N
4
洲
$\stackrel{\sim}{\sim}$
$\stackrel{\text{\tiny \pm}}{\times}$
免許状に関す
4
攤
恒
蒸
111/1

計2年 2 第 1 項の規定にあっては、小学校及び中学校 状接与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(3 号)第 2 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場 と。)により教育職員免許状の授与、検定、交付又は書 者は、次の表の左欄に掲げる出願の種別に応じ、それぞ 区分 根拠規定 程 数員養成機関 1 項及び第 2 項 第 1 号。以下同じ。) の卒業又は修・免許法第 5 条第 2 学校又は教育機関 了による普通 2 第 3 項 証明書(学士、修士者 免許状若しく・免許法附則第 8 士の学位又は準学士の は特別支援学 項 件とする者については 校の自立教科・免許法附則第 1 明記されている証明書 の教員の普通 項 3 有することを必要	受与に係る教育職員免許法の特例等 第2条第1項の規定により読み替 1)により教育職員免許状の授与、 は、次の表の左欄に掲げる出願の種と 財験を授与権者に提出しなければな 上願の種別 区分 根拠規定 教員養成機関 1項及び第2項 第1 の卒業又は修・免許法第5条の2 了による普通 2第3項 証明 免許法計則第8 上のは特別支援学項 (免許法附則第8 上のは特別支援学項 年と 校の自立教科・免許法附則第11問記の教員の普通項 3 の教員の普通項 3	許法第5条第1項の規定にあつては、小学校及び中学校の教諭の普通免許 状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成9年法律第90% 号)第2条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同 じ。)により教育職員免許状の授与、検定、交付又は書換え等を願い出る 者は、次の表の左欄に掲げる出願の種別に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる 上願の種別	(予問)の規定(免(第3条 免許法、の教諭の普通免許許法第5条第1項 中成9年法律第90 (第3条 免許法、免許法施行規則、施行法及乙許法第5条第1項の規定にあつては、小学校及状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する、)により教育職員免許状の授与、検定、支書類を授与権者に提出しなければならない。 大学又は ・免許法第5条第1 教育職員教育機員 ・教育機員 ・教育法第5条の2 ・学校又は ・免許法第5条の2 ・学校又は ・免許法第5条の2 ・学校又は ・ 大学文は ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	第3条 免許法、免許法施行規則、施行法及び施行法施行規則の規定(免第3条 免許法、免許法施行規則、施行法及び施行法施行規則の規定(免許後等5条第1項の規定によっては、小学校及び中学校の教諭の普通会計 が接与に係る教育職員免許との特例等に関する法律(平成9年注律第90株後与に係る教育職員免許との特別等に関する法律(平成9年注律第90株後与に係る教育職員免許なの特別等に関する法律(平成9年注律第90株後与に係る教育職員免許状の授与、検定、交付又は書換え等を願い出る。)により教育職員免許状の授与、検定、交付又は書換え等を顧い出る。 「20)により教育職員免許状の授与、検定、交付又は書換え等を顧い出る。 「20)により教育職員免許な受力を構造を確い出する。)により教育職員免許状の授与、検定、交付又は書換え等を顧い出る。 「20)により教育職員免許状の授与、検定、交付又は書換え等を顧い出る。 「20)により教育職員免許状の授与、検定、交付又は書換え等を顧い出る。 「20)により教育職員免許状の授与、検定、交付又は書換え等を顧い出る。 「20)により教育職員免許な方式適用されてき書類 「20)により教育職員免許な受力を表しいては、その学位等がは発育を関目、1項及び第2項(第1号。以下同じ。) 「20)による普通 2第3項 正明学化又は準学士の称号を出願の要は特別支援学項 体とする者については、その学位等がは特別支援学項 体とする者については、その学位等がは特別支援学項 体とする者については、その学位等がは特別支援学項 体とする者については、その学位等がは特別支援学項 体とする者については、その学位等がは特別支援学項 体とする者については、その学位等がは特別支援学項 体とする者については、その学位等がし数判・免許法附別第11期配されている証明書であること。) 「20)により教育職員免許ないまれている証明書であること。) 「20)により教育権員免許、施力を定とを必要とする免許状又 会計を助し、教科・免許法所別第11期配されている証明書であること。) 「20)により教育権員を許により表示は関いを表示しまれている証明書であること。) 「20)により教育権員を許にありまれている証明書であること。) 「20)により教育権員を許に対し、発売が正確しまれている証明書であること。) 「20)により教育権員を許法の計算の表別が表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表
免許状の核与・Gの出願又は特 頃関支接学校の・9教員の普通免 第許状への新教育領域の追加の出願	免計状の授与・改正法附則第10 の出願又は特項 名 助支援学校の・免許法施行規則 4 教員の普通免 第64条第1項 5 ご 許状への新教 有領域の追加 有領域の追加 の出願 6 の出願 7 8	・改正法附則第10 は免許証とその写し(必要ある者に限る。) ・免許法施行規則 4 学力に関する証明書 ・免許法施行規則 5 履歴書(別記様式第2号。以下同じ。) じ。) 6 に限る。別記様式第3号。以下同じ。) 7 身元証明書(市町村長の発行するものに限る。以下同じ。) ものに限る。以下同じ。) 8 小学校及び中学校の教諭の普通免	の 出版 が が が が が が が が が が が が が	- 改正法附則第10 項 - 免許法施行規則 4 第64条第1項 5 第64条第1項 5	- 改正法附則第10 は免許証とその写し(必要ある者に限 る。) - 免許法施行規則 4 学力に関する証明書 第64条第1項 5 履歴書(別記様式第2号。以下同 じ。) 6 実務に関する証明書(必要ある者 に限る。別記様式第3号。以下同じ。) 7 戸籍抄本

 許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則(平成9年文部省令第40号)第4条第1項の介護等の体験に関する証明書(必要ある者に限る。) 9 免許状更新講習修証明書(必要ある者に限る。) た限る。) 	1の2 教員 ・免許法第16条の 1 教育職員免許状授与願資格認定試験 2 2 教員資格認定試験の合格証明書合格による普合格による書 合格による普	2 技術の教・昭和36年改正法 1 教育職員免許状授与願 科についての 附則第6項 2 昭和37年3月31日までに取得した中学校教諭 中学校教諭 図画工作文は職業の教科についての中学校教育についての中の協力 種免許状授与 3 昭和34年4月1日から昭和37年3月31日までの間において文部省の計画に基づき都道所県が実施した技術・家庭科についての中学校教育課程研究協議会又は文部大臣がこれに相当すると認めた講習の修了証とその写 最終会又は文部大臣がこれに相当すると認めた講習の修了証とその写 4 履歴書 5 戸籍抄本	3 現職教育・免許法第6条第 1 教育職員検定顧(別記様式第5号。 等による普通 1項及び第4項 以下同じ。) 免許状又は特・免許法附則第5 2 基礎となる又は有することを必要
許状授与に係る教育職員免許法の特例 等に関する法律施行規則(平成9年文 部省令第40号)第4条第1項の介護等 の体験に関する証明書(必要ある者に 限る。) 9 免許状更新講習修了証明書又は免 許状更新講習優を証明書(必要ある者 に限る。)	 教育職員免許状授与願 教員資格認定試験の合格証明書 履歴書 サ元証明書 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書(必要ある者に限る。) 	教育職員免許状接与顧 昭和37年3月31日までに取得した 画工作又は職業の教科についての中 校教論普通免許状とその写し 昭和34年4月1日から昭和37年3 31日までの間において文部省の計画 基づき都道府県が実施した技術・家 科についての中学校教育課程研究協 会又は文部大臣がこれに相当すると 秘た講習の修了証とその写	教育職員検定願(別記様式第5号。下同じ。) 基礎とたる又は右することを必要

項 とする免許状とその写し(必要ある者) ・免許法附則第9に限る。) 3 履歴書 ・免許法附則第174 実務に関する証明書(別記様式第項) 5 人物に関する証明書(別記様式第64条第2項 6 学力に関する証明書(必要ある者に限る。) 第64条第2項 6 学力に関する証明書(別記様式第に限る。) 7 身体に関する証明書(別記様式第10号。以下同じ。) 7 身体に関する証明書(別記様式第10号。以下同じ。) 8 戸籍抄本 8 戸籍抄本 9 免許状更新講習履修証明書(必要ある者に限る。) 市状更新講習履修証明書(必要ある者に限る。) 2 免許、更新講習履修証明書(必要ある者に限る。)	 教育職員検定願 有する免許状とその写し又は免許状授与証明書 学校の卒業又は修了証明書 学校の本業又は修了証明書 優歴書 大物に関する証明書 人物に関する証明書 月籍抄本 戸籍抄本 免許教科以外の教科を担任することの許報科以外の教科を担任することの許可申請書(別記様式第11号)
(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	·免許法第18条 ·免許法附則第2 項
別 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 多 参 本 か の 単 参 の 所 多 多 田 田 田 田 田 田 田 田 田 ・・田 田・・田 ・・田 ・・田	4444455858585858586878888898989910<
とする免許状とその写し(必要ある者に限る。) 3 履歴書 4 実務に関する証明書(別記様式第6号。以下同じ。) 6 号、以下同じ。) 7 身体に関する証明書(必要ある者に限る。) 7 身体に関する証明書(別記様式第10号。以下同じ。) 8 身元証明書 9 免許状更新講習修了証明書又は免許、決更新講習修正明書(必要ある者に限る。) 10号。以下同じ。) 8 身元証明書 9 免許、更新講習修修証明書(必要ある者に限る。)	本 な な な な な な し し し し し し し し し し し し し
1 1 2 3 5 5 5 5 5 5 7 7 7 7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	検定顧 等状とその写し又は免許 業又は修了証明書 する証明書 する証明書 する証明書 可多科を担任することの 別記様式第11号)

6 特別免許 状に係る教育	特別免許 · 免許法第5条第1 係る教育 3項 号	加	特別免許状檢定顧(別記様式第12)	6 特別免許 状に係る教育 (·免許法第5条第 3項	 特別免許状檢定顧(別記様式第12号)
		2	推薦書 (別記様式第12号の2)			2 推薦書(別記様式第12号の2)
		က	履歴書	願	<u> </u>	3 履歴書
		4	身体に関する証明書		•	4 身体に関する証明書
		ശ	身元証明書			5 戸籍抄本
臨時免許	·免許法第5条第	-	教育職員檢定願	7 臨時免許	·免許法第5条第	1 教育職員檢定願
状の教育職員	6項	2	学校の卒業又は修了証明書	状の教育職員	6項	2 学校の卒業又は修了証明書
検定又は特別 ・	・免許法第5条の	ಣ	学業成績証明書	検定又は特別・	・免許法第5条の	3 学業成績証明書
支援学校の教	2第3項	4	有することを必要とする免許証と	支援学校の教	2第3項	4 有することを必要とする免許証と
員の臨時免許	·免許法附則第7		その写し(必要ある者に限る。)	員の臨時免許・	·免許法附則第7	その写し(必要ある者に限る。)
状への新教育	項	വ	履歴書	状への新教育	項	5 履歴書
域の追加の	領域の追加の・免許法施行規則		実務に関する証明書	領域の追加の・	•免許法施行規則	6 実務に関する証明書
出願	第65条	7	人物に関する証明書	出願	第65条	7 人物に関する証明書
	·施行法第2条第 1項	∞	身体に関する証明書	• ' '	施行法第2条第 1項	8 身体に関する証明書
		6	身元証明書			9 戸籍抄本
		10	技能等に関する証明書(必要ある			10 技能等に関する証明書(必要ある
		極	者に限る。)		"\\	者に限る。)
		11	助教諭採用に関する理由書(市町			11 助教諭採用に関する理由書(市町
		1	村立学校にあつては、当該学校を所管		<u> </u>	村立学校にあつては、当該学校を所管
	,	to	する教育委員会、その他の学校にあつ		,	する教育委員会、その他の学校にあつ
	-	P	ては当該学校長の発行するものとす		,	ては当該学校長の発行するものとす
		8	。別記様式第13号。以下同じ。)			る。別記様式第13号。以下同じ。)
の2 第10		(1)	1) 教育職員檢定願	702 第10		(1) 教育職員檢定顧
条による臨時		(2)	2) 有することを必要とする免許状	条による臨時		(2) 有することを必要とする免許状
免許状又は臨		<u>ئ</u>	とその年し	免許状又は臨		とその写し
時免許状の更		(3)	3) 履歴書	時免許状の更		(3) 履歴書
新の出願		<u>,</u>	実務に関する	新の出願		実務に関する
		(2)	5) 人物に関する証明書	_	<u> </u>	(5) 人物に関する証明書

(6) 身体に関する証明書 (7) 助教論採用に関する理由書	·免許法第15条 1 教育職員免許状書換願(別記様式 ※ 18 %	男14号)		·免許法第15条 1 教育職員免許状再交付願(別記樣	式第15号)	2 破損の理由による場合はその免許	状	- 施行法第1条第 1 教育職員免許状交付願 (別記様式	3項 第16号)	・施行法施行規則 2 旧令による教育免許状とその写し	附則第4項 3 出願しようとする学校の現に有す	る教員の免許状とその写し(必要ある	者に限る。)	4 履歴書	5 戸籍抄本	6 学業成績証明書又は教科に関する	証明書(必要ある者に限る。)	7 助教諭採用に関する理由書(必要	ある者に限る。)	·施行法第2条第 1 教育職員檢定願	1項 学校又は教育機関の卒業又は修了	•施行法施行規則証明書	附則第4項 3 学業成績証明書 3	4 履歴書	5 実験に関する評問書
	8 教育職員 2 非 小	知計状書換えの出願	Š.	9 教育職員	免許状再交付	の出願		10 旧令によ	る教育免許状	を有する者の	免許状交付の	出願								11 旧令によ	る学校卒業等	を資格として	の教育職員検	定の出願	
(6) 身体に関する証明書 (7) 助教諭採用に関する理由書	1 数	男14爷 <i>)</i> 2 戸籍抄本		1 教育職員免許状再交付願(別記様	式第15号)	2 破損の理由による場合はその免許	状	第 1 教育職員免許状交付願(別記様式	第16号)	2 旧令による教育免許状とその写し	3 出願しようとする学校の現に有す	る教員の免許状とその写し (必要ある	者に限る。)	4 履歴書	5 身元証明書	6 学業成績証明書又は教科に関する	証明書(必要ある者に限る。)	7 助教諭採用に関する理由書(必要	ある者に限る。)	第1 教育職員檢定願	2 学校又は教育機関の卒業又は修了	証明書	3 学業成績証明書	4 履歴書	5 実務に関する証明書
	• 免許法第15条			• 免許法第15条				•施行法第1条第	3項	を有する者の ・施行法施行規則 2	附則第4項									·施行法第2条第	1項	施行法施行規則証明書	附則第4項		
	教育職員	知計状 青換 スーク 出願	ζ.	教育職員	兔許状再交付	の出願		旧令によ	る教育免許状	する者の	免許状交付の									旧令によ	る学校卒業等	を資格として	の教育職員検	定の出願	

_	7 身体に関する証明書	
	8 身元証明書	
	9 教科に関する証明書	
	10 有することを必要とする又は基礎	10 有することを必要とする又は基礎
	となる免許状又は免許証とその写し	となる免許状又は免許証とその写し
	(必要ある者に限る。)	(必要ある者に限る。)
	11 出願しようとする学校の現に有す	11 出願しようとする学校の現に有す
	る教員の免許状とその写し(必要ある	る教員の免許状とその写し(必要ある
	者に限る。)	者に限る。)
	12 免許狀更新講習修了証明書又は免	12 免許状更新講習修了証明書又は免
	許状更新講習履修証明書(必要ある者	許状更新講習履修証明書(必要ある者
	に限る。)	(こ限る。)
2 県内において、現に学校に勤いていませば、 選問による はままま はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はい	県内において、現に学校に勤務する教育職員又は県の機関に勤務する ジャナ当はコニが開えますがよ、アギが会に置きより出くに、光の書	2 県内において、現に学校に勤務する教育職員又は県の機関に勤務する闘しいいままはよい。 場間の にょかよ アナガル 間の にょか はんじ かんき
暇貝が当談子仪人は被蔑の女と語類を提出しないことができる。	: ロ し に 町 墳 の 口 関 密 り の 物 口 は 、 欠 の 責 :	戦員が当該子仅人は筱茵の女と辞用して即墳の山殿をする物市は、伏の者職員が当該子仅入は筱茵の女と辞用して即墳の山殿をする物市は、伏の者類を提出しないことができる。
(1) 身体に関する証明書		(1) 身体に関する証明書
(2) <u>身元証明書</u> (現に教育職員 る者に限る。)	<u>身元証明書</u> (現に教育職員免許状を有し、その写しを添えて出願す(2)限る。)	(2) <u>戸籍抄本</u> (現に教育職員免許状を有し、その写しを添えて出願する者に限る。)
3 免許法附則第2項に規定する りとする。	免許法附則第2項に規定する許可証の様式は、別記様式第17号のとお する。	3 免許法附則第2項に規定する許可証の様式は、別記様式第17号のとおりとする。
4 免許状の授与、書換え若しくは 種類ごとに願い出なければならない。	写交付又は教育職員検定は、免許状の	4 免許状の授与、書換え若しくは再交付又は教育職員検定は、免許状の種類ごとに願い出なければならない。
5 授与権者は、免許状の授与及び検定について、必要が 人の出頭又は必要と認める書類の提出を命ずることがある	あるときは、本	5 授与権者は、免許状の授与及び検定について、必要があるときは、本人の出頭又は必要と認める書類の提出を命ずることがある。
別記 様式第1号		別記 様式第 1 号

顧 1 藃 ¥ 壮 纸 瓣 KIE

赘

Ш \square \mathbb{H}

> 羆 山形県教育委員会

県証紙はり付け欄

型 離 H

拒 # 雷

(電話番号

りがな 各

日生 (男・女)

ことを宣誓し、下記の教育職員免許状の授与又は教育職員免許状への新教育領域の追加 私は、教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から 第 7 号までに規定する者に該当しない を関係書類を添えて出願します。

免許状の種類

特別支援教育領域

1 免許状の種類の項には、免許法第4条第2項又は免許法施行規則第63条第2 項若しくは第63条の2第2項に規定する普通免許状の種類を記入すること。

- 教科の項には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る教科(教科 の領域の一部に係る事項を含む。)を記入すること。
- 3 特別支援教育領域の項には、特別支援学校の教員の免許状の授与又は免許状 への新教育領域の追加を出願しようとする者のみ、免許法第2条第4項に規定 する特別支援教育領域を記入すること。
- 教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定は、次のとおりで

教育職員免許法第5条第1項抜粋

(3) 成年被後見人又は被保佐人

- 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効 (4) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2)

- (6) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け 力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 当該処分の日から3年を経過しない者
- (7) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した 政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこ

圖 圤 藃 ¥ # 免 瓣 KIL 数

礟

山形県教育委員会

円 #

Ш

H

型 旧 # 雛 雷

(電話番号

県証紙はり付け欄

りがな 名名 る出

#

日生 (男・女)

ことを宣誓し、下記の教育職員免許状の授与又は教育職員免許状への新教育領域の追加 私は、教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第6 号までに規定する者に該当しない を関係書類を添えて出願します。

밅

免許状の種類

3 特別支援教育領域

注意 1 免許状の種類の項には、免許法第4条第2項又は免許法施行規則第63条第2 項若しくは第63条の2第2項に規定する普通免許状の種類を記入すること。

- 教科の項には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る教科(教科 の領域の一部に係る事項を含む。)を記入すること。
- 3 特別支援教育領域の項には、特別支援学校の教員の免許状の授与又は免許状 への新教育領域の追加を出願しようとする者のみ、免許法第2条第4項に規定 する特別支援教育領域を記入すること。
- 4 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定は、次のとおりで

教育職員免許法第5条第1項抜粋

禁錮以上の刑に処せられた者

- 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効 力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、 当該処分の日から3年を経過しない者
 - (6) 日本国憲法施行の目以後において、日本国憲法又はその下に成立した 政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこ

Ш 日生 (男・女) Щ \mathbb{H} (電話番号 圖 ふりがな 氏 型 屽 定 糣 #* 型 筷 Щ 颧 KIE. 数 礟 山形県教育委員会 県証紙はり付け欄 様式第5号

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しない ことを宣誓し、教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与又は教育職員免許状へ の新教育領域の追加を関係書類に添えて出願します。

Щ

#

免許状の種類

特別支援教育領域

1 免許状の種類の項には、免許法第4条第2項若しくは第4項又は免許法施行 規則第63条第2項若しくは第3項に規定する免許状の種類を記入すること。 注意

- 教科の項には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る教科(教科 の領域の一部に係る事項を含む。)を記入すること。
- 3 特別支援教育領域の頃には、特別支援学校の教員の免許状の授与又は免許状 への新教育領域の追加を出願しようとする者のみ、免許法第2条第4項に規定 する特別支援教育領域を記入すること。
- 4 教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定は、次のとおりで

教育職員免許法第5条第1項抜粋

- (3) 成年被後見人又は被保佐人
- 禁錮以上の刑に処せられた者 (4)
- (5) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効 力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (6) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、 当該処分の日から3年を経過しない者
 - (7) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した 政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこ れに加入した者

年 月					日生 (男・女)
	本籍 地	現在所	告 里里)	ふりがな氏のなか	年 月
山形県教育委員会 殿			県証紙はり付け欄		

噩 \mathbb{H}

筷

颧 仁

数

様式第5号

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しない ことを宣誓し、教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与又は教育職員免許状へ の新教育領域の追加を関係書類に添えて出願します。

免許状の種類

教

3 特別支援教育領域

1 免許状の種類の項には、免許法第4条第2項若しくは第4項又は免許法施行 規則第63条第2項若しくは第3項に規定する免許状の種類を記入すること。

- 2 教科の頃には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る教科(教科 の領域の一部に係る事項を含む。)を記入すること。
- 3 特別支援教育領域の項には、特別支援学校の教員の免許状の授与又は免許状 への新教育領域の追加を出願しようとする者のみ、免許法第2条第4項に規定 する特別支援教育領域を記入すること。
- 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定は、次のとおりで

教育職員免許法第5条第1項抜粋

- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者
- $(\underline{4})$ 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効 力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、 当該処分の日から3年を経過しない者
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した 政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこ れに加入した者

中
12
紙
拉
樊

特別免許状檢定願

Ш

Щ

#

蒙式第12号

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本 籍 地

占

Щ

型

(電話番号

ふりがな氏

E

年 月 日生 (男·女)

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第<u>7</u>号までに規定する者に該当しないことを宣誓し、教育職員検定による下記の教育職員特別免許状の授与を関係書類を添えて出願します.

딡

免許状の種類

教科又は事項

意 1 免許状の種類の項には、免許法第4条第3項に規定する特別免許状の種類を 記入すること。 教科の項には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る教科(教科 の領域の一部に係る事項を含む。)を記入すること。 3 教育職員免許法第5条第1項第3号から第 $\overline{2}$ 号までの規定は、次のとおりで

教育職員免許法第5条第1項抜粋

(3) 成年被後見人又は被保佐人

禁錮以上の刑に処せられた者

4

(5) 第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、 当該失効の日から3年を経過しない者

(6) 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、該処分の日から3年を経過しない者

(Z) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した 政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこ れに加入した者

	Щ						()
	争						日生
毕 別 免 許 状 検 定 願			本 籍 地	現住所	(電話番号	みっぱんななな	年 月
奉		山形県教育委員会 殿			県証紙はり付け欄		

ш

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第<u>6</u>号までに規定する者に該当しないことを宣誓し、教育職員検定による下記の教育職員特別免許状の授与を関係書類を添えて出願します。

밅

1 免許状の種類

2 教科又は事項

女二人ですど

三意 1 免許状の種類の項には、免許法第4条第3項に規定する特別免許状の種類を 記入すること。

2 教科の項には、必要のある者のみ、授与を出願する免許状に係る教科(教科の領域の一部に係る事項を含む。)を記入すること。

3 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定は、次のとおりである。

教育職員免許法第5条第1項抜粋

(3) 禁錮以上の刑に処せられた者

(4) 第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、 当該失効の日から3年を経過しない者

(5) 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、 該処分の日から3年を経過しない者 (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

町
-91
無
其

圖 ŧ K ¥ 壮 釲 III(矄 ١ 教 Ш

田

#

蒙式第16号

礟 山形県教育委員会

県証紙はり付け欄

뀙 舞 H

压 #

淵

(電話番号 ふっだな 氏

日生 (男・女)

 \blacksquare

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しない ことを宣誓し、教育職員免許法施行法第1条第3項の規定による下記の教育職員免許状

の交付を関係書類に添えて出願します

딞

免許状の種類

免許状の種類の頃には、免許法第4条第2項又は第4項に規定する免許状の 種類を記入すること。 教科の項には、必要のある者のみ、交付を出願する免許状に係る教科(教科 の領域の一部に係る事項を含む。)を記入すること。 3 教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定は、次のとおりで

教育職員免許法第5条第1項抜粋

成年被後見人又は被保佐人 (3) 禁錮以上の刑に処せられた者

(4)

第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、 当該失効の日から3年を経過しない者 (2)

 $(\underline{6})$ 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、 該処分の日から3年を経過しない者

7) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した 政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこ れに加入した者

	Ш				$\widehat{}$		日生 (男・女)
	H						()
	111						$\overline{+}$
	サ						Ш
					пΓ		H
噩			型	刑	(電話番号	な名	
$\stackrel{\leftarrow}{=}$			舞	Ħ	<u>#</u>	ふりが	#
**			*	現 (روم. ح	
幹			N	#4/		~~ Щ	
化							
諈							
<u>اس</u>							
燅		礟					
		ব্য			靈		
		山形県教育委員会			県証紙はり付け欄		
		重			t 0 f		
		票			紙付		
		二			早計		
		_					

ш

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しない ことを宣誓し、教育職員免許法施行法第1条第3項の規定による下記の教育職員免許状 の交付を関係書類に添えて出願します。

1 免許状の種類

注意 1 免許状の種類の頃には、免許法第4条第2項又は第4項に規定する免許状の 種類を記入すること。

3 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定は、次のとおりで 教科の項には、必要のある者のみ、交付を出願する免許状に係る教科(教科 の領域の一部に係る事項を含む。)を記入すること。

教育職員免許法第5条第1項抜粋

禁錮以上の刑に処せられた者 (3) $(\underline{4})$ 第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、 当該失効の日から3年を経過しない者

(5) 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、 該処分の日から3年を経過しない者 6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した 政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこ れに加入した者

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 対象となる規則

教育職員免許状に関する規則

2 改正の背景

・ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に 関する法律が令和元年6月14日に公布され、成年後見制度の利用の促進に関する法律 に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人(以下、「成年被後見人等」という。) の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成 年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化が図られた。

3 規則改正の概要

- ・ 教育職員免許法が一部改正され、成年被後見人等が免許状を授与されないとする規 定が削除された。
- ・ このことに伴い、教育職員免許状に関する規則における様式の一部を改正する。
- ・ あわせて、これまで成年被後見人等であることを確認するため、「身元証明書」の提出を求めていたが、これらの確認が不要となるため、免許状の授与等の申請の際に提出すべき書類を「戸籍抄本」に改める。

4 施行期日

令和元年 12 月 14 日